



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

佐賀県人事委員会

人 委 第 769 号
令和4年10月11日

佐賀県議会議長 藤 木 卓一郎 様

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 伊 藤 正

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与について	1
1 職員の給与等	1
2 民間の給与の状況	3
3 民間の給与との比較	4
4 国家公務員との給与水準の比較	5
5 物価及び生計費	6
6 人事院の報告及び勧告	6
7 職員の給与の改定方針	7
8 給与制度における今後の課題について	8
9 給与勧告実施の要請	9
第2 公務運営について	10
1 人材の確保・育成	10
2 勤務環境の整備	14
3 服務規律の確保	20
(参考)	
1 人事院の報告及び勧告の骨子	21
2 令和3年地方公務員給与実態調査結果の概要	26
別紙第2 勧告	27

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、県内民間事業所の従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定する諸条件並びに職員の勤務条件等について調査、研究を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

第1 給与について

1 職員の給与等

本委員会は、職員の本年4月1日における給与状況等について全数調査を行った。詳細は、職員の給与等に関する報告資料の「1 職員給与関係」に掲載しているが、概要は次のとおりである。

(1) 職員数・職員構成等

職員（再任用職員、任期付職員、任期付研究員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び育児休業等で給与の全額又は一部が支給されない職員を除く。以下第1の1・2・3及び第2の1(1)(2)において同じ。）の本年4月1日における在職者は、12,434人（昨年12,449人）で15人減少している。

また、平均年齢は42.0歳（昨年42.3歳）で0.3歳低下し、男女別構成は男性57.9%（同58.6%）、女性42.1%（同41.4%）で女性の割合が増加し、学歴別構成は大学卒83.5%（同83.0%）、短大卒4.5%（同4.9%）、高校卒11.9%（同12.1%）で大卒は増加し、短大卒及び高卒は減少している。

職員は、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の7種類の給料表のいずれかの適用を受けているが、このうち、民間の給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第1表・第2表参照）。

行政職給料表適用職員の状況

項目		年月	
		令和4年4月	(参考) 令和3年4月
職員数		3,563人	3,510人
平均年齢		41.5歳	41.7歳
平均経年数		19.2年	19.5年
学歴別 構成比	大学卒	76.1 %	74.9 %
	短大卒	2.8 %	3.2 %
	高校卒	21.0 %	22.0 %
男女別 構成比	男性	65.9 %	67.4 %
	女性	34.1 %	32.6 %

(注) 学歴は、給与決定上の基準学歴区分による。

(2) 給与

職員の平均給与月額、給料月額337,768円、給料の調整額1,563円、教職調整額6,868円、扶養手当9,284円、地域手当212円、住居手当6,255円、管理職手当5,421円、左記以外の手当4,720円、計372,091円（昨年374,249円）となっており、昨年より2,158円減少している。

このうち、民間の給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第3表・第4表参照）。

なお、人材の確保に与える影響が大きい初任給については、行政職の場合、採用試験の区分ごとに、大学卒業程度が182,900円、短期大学卒業程度が163,500円、高等学校卒業程度が150,700円となっている。

行政職給料表適用職員の状況

項目		年月	
		令和4年4月	(参考) 令和3年4月
給料月額		320,109 円	321,427 円
給料の調整額		699 円	757 円
扶養手当		9,255 円	9,467 円
地域手当		504 円	545 円
住居手当		6,787 円	6,417 円
管理職手当		7,817 円	7,531 円
上記以外の手当		1,240 円	1,161 円
計		346,411 円	347,305 円

2 民間の給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較を行うため、企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 339 事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 148 事業所を対象に、人事院と共同で「令和 4 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者 4,749 人(昨年 4,768 人)について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した(報告資料第 16 表～第 23 表参照)。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績について調査した。

なお、職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査に対する民間事業所の理解、協力をいただき、87.8% (130 事業所) と高いものとなっている。

詳細は、職員の給与等に関する報告資料の「2 民間給与関係」に掲載しているが、概要は次のとおりである。

(2) 調査の実施結果

(初任給の状況)

新規学卒者(事務員・技術者)の採用を行った事業所は、大学卒で 21.3% (昨年 19.9%)、高校卒で 27.5% (同 21.0%) となっている。そのうち大学卒では、32.0% (昨年 36.5%) の事業所で初任給を増額、68.0% (同 63.5%) の事業所で初任給を据え置き、高校卒では、56.4% (同 33.3%) の事業所で初任給を増額、43.6% (同 66.7%) の事業所で初任給は据え置き、初任給を減額した事業所はなかった(同 0.0%)。

なお、新規学卒者(事務員・技術者)の初任給の平均額は、大学卒で 204,698 円(昨年 197,906 円)、高校卒で 162,558 円(同 157,878 円)となっている。

(給与改定の状況)

民間事業所においては次表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は 34.0% と昨年(23.7%) に比べて増加し、ベースアップを中止した事業所の割合は 15.4% と昨年(23.3%) に比べて減少している。なお、ベースダウンを実施した事業所は 2.3% (昨年 0.0%) となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目		ベースアップ実施		ベースアップ中止		ベースダウン実施		ベース改定の慣行なし	
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベースダウン中止	ベース改定の慣行なし	ベース改定の慣行なし		
係員	34.0 (23.7)	15.4 (23.3)	2.3 (—)				48.3 (53.0)			
課長級	27.3 (19.4)	17.9 (22.0)	2.2 (—)				52.6 (58.6)			

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 () 内は令和3年調査での数値である。

また、次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.0%と昨年（83.8%）に比べて増加しており、昇給額については、昨年に比べて増額した事業所の割合は22.5%（昨年25.0%）、減額した事業所の割合は5.9%（同8.2%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		85.8 (85.5)	85.0 (83.8)	22.5 (25.0)	5.9 (8.2)	56.6 (50.6)	0.8 (1.7)	14.2 (14.5)
課長級		78.0 (77.4)	77.2 (74.7)	18.6 (24.4)	5.9 (8.1)	52.7 (42.2)	0.8 (2.7)	22.0 (22.6)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の内訳である「増額」「減額」「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。
 3 () 内は令和3年調査での数値である。

3 民間の給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレース方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均834円(0.24%)下回っていた。

民間事業従事者と職員（行政職）との給与比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円)	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$ (%)
348,202 円	347,368 円	834 円	(0.24%)

(注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。
職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの直近1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額の4.40月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期 (A1)	328,991 円
	上半期 (A2)	330,229 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	715,355 円
	上半期 (B2)	737,583 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.17 月分
	上半期 (B2/A2)	2.23 月分
	年間計	4.40 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から令和4年7月までの期間をいう。

4 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和3年地方公務員給与実態調査（令和3年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.9（全国21位、九州2位）となっており、令和2年の100.0から減少した（各都道府県のラスパイレス指数の状況は、（参考）2のとおり。）。

なお、本年4月1日時点でのラスパイレス指数については、本年の国家公務員給与等実態調査及び職員給与実態調査の結果において、昨年から大きな状況の変化は見られないこと等から、国家公務員と概ね均衡するものになると考えられる。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、前年同月に比べ全国では2.5%増、佐賀市でも2.5%増となっている（報告資料第24表参照）。

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では180,150円（全国178,930円）、3人世帯では194,970円（同196,090円）、4人世帯では209,770円（同213,240円）となっている（報告資料第25表参照）。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

なお、報告及び勧告の骨子は、(参考) 1 (1) に掲載している。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年4月の月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均921円(0.23%)下回ることとなり、月例給の引上げが勧告された。

月例給の改定については、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定された。

イ 特別給

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給が年間で所定内給与月額額の4.41月分に相当しており、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所の支給割合を下回っていたため、0.10月分引き上げ、その引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとされた。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現にむけて、給与制度のアップデートに取り組むとされた。

(取組事項)

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

また、令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示すとされた。

7 職員の給与の改定方針

本委員会は、職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った結果、職員の給与について次のような措置が必要であると考えます。

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で比較を行った結果、職員給与が民間給与を834円(0.24%)下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

月例給の改定に当たっては、民間における初任給の動向や人材確保の観点等を踏まえ、国の俸給表の改定内容を参考に、若年層について給料表の引上げ改定を行うこととする。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

前記3(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

このため、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、人事院勧告等を踏まえ、勤勉手当に配分することとする。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、平均0.3%引き上げることとする。

引上げに当たっては、大卒程度試験に係る初任給について3,000円、高卒程度試験に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとする。

また、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給に重点を置き、30歳台前半までの職員が在職する号給について改定を行うこととする。この結果、1級、2級及び3級の平均改定率はそれぞれ1.7%、1.3%及び0.3%となる。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

なお、特定任期付職員給料表及び任期付研究員給料表（招へい型）については、本年の給料表改定が若年層に重点を置いたものであることから改定を行わないこととする。

ただし、医療職給料表（一）については、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から国の俸給表に準じた改定を行う。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.40月分とする。支給月数の引上げ分は本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

8 給与制度における今後の課題について

(1) 今後の給与制度について

人事院は、前記6(2)のとおり、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、給与制度についてアップデートを図っていくと言及した。

本県においては、平成27年以降、給与水準については本県民間給与の水準に合わせてきたところであるが、給料表の構造や給与制度については国に準じることを基本と

していることから、

- ・ 65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 令和6年に見直すこととされている地域手当を始め、基本給を補完する諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直し

等、人事院で今後行われる給与制度のアップデートに関する検討状況を注視しつつ、本県の給与制度の在り方について検討を行っていく。

(2) 会計年度任用職員の給与制度について

会計年度任用職員の給与制度は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、常勤職員の例によることが適当と考える。しかし、特別給については勤勉手当が支給できない状況にあるため、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の在り方について検討する必要がある。

9 給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

本委員会では、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材の確保や県民の理解という観点から、地域の民間の給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 公務運営について

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

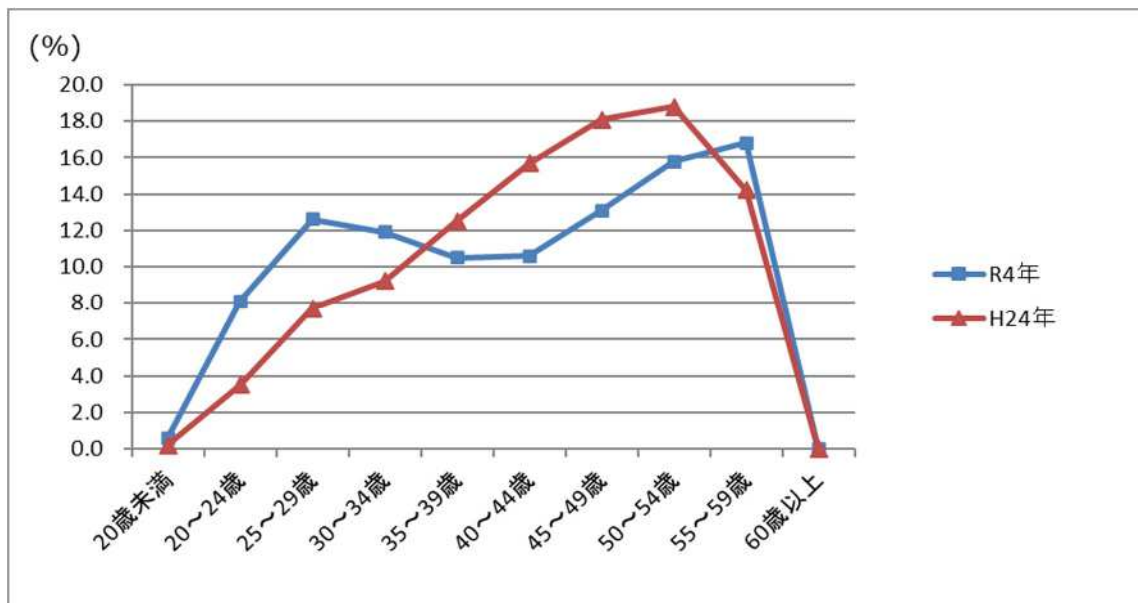
現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の33%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

そのため、試験制度の多様化に加え、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。特に、技術系職種の合格倍率は、依然として低倍率で推移している。これは、受験者数の減少が大きな要因であることから、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成、事務系・技術系職員別のセミナーの開催や大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

本県への受験意欲がより高まるよう、引き続き、職員採用サイトの充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組んでいく。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）
構成比

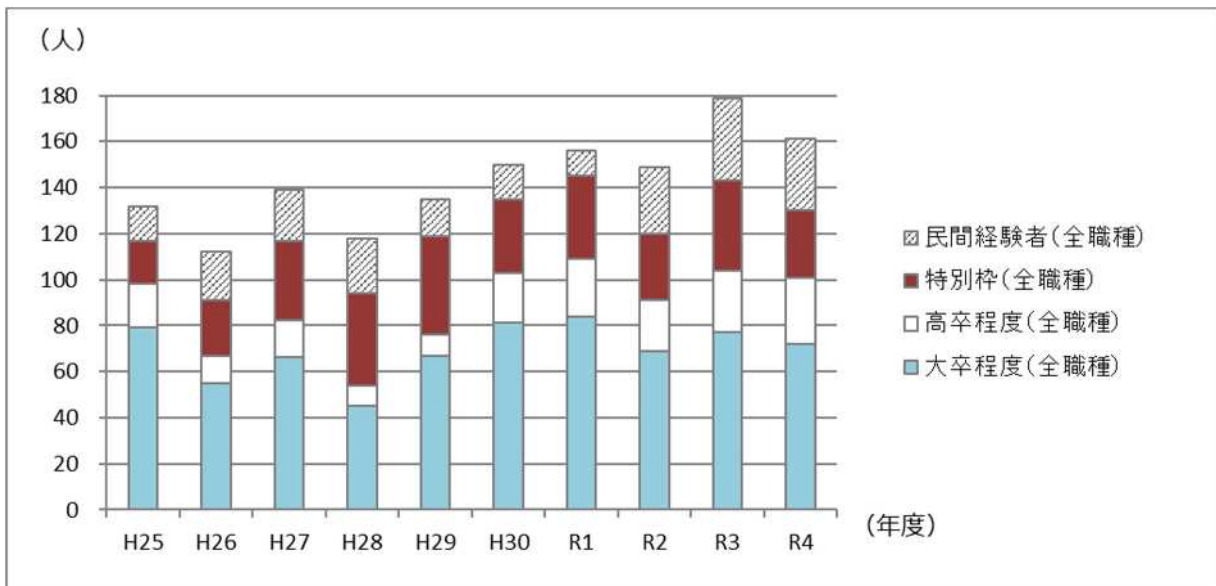


職員数

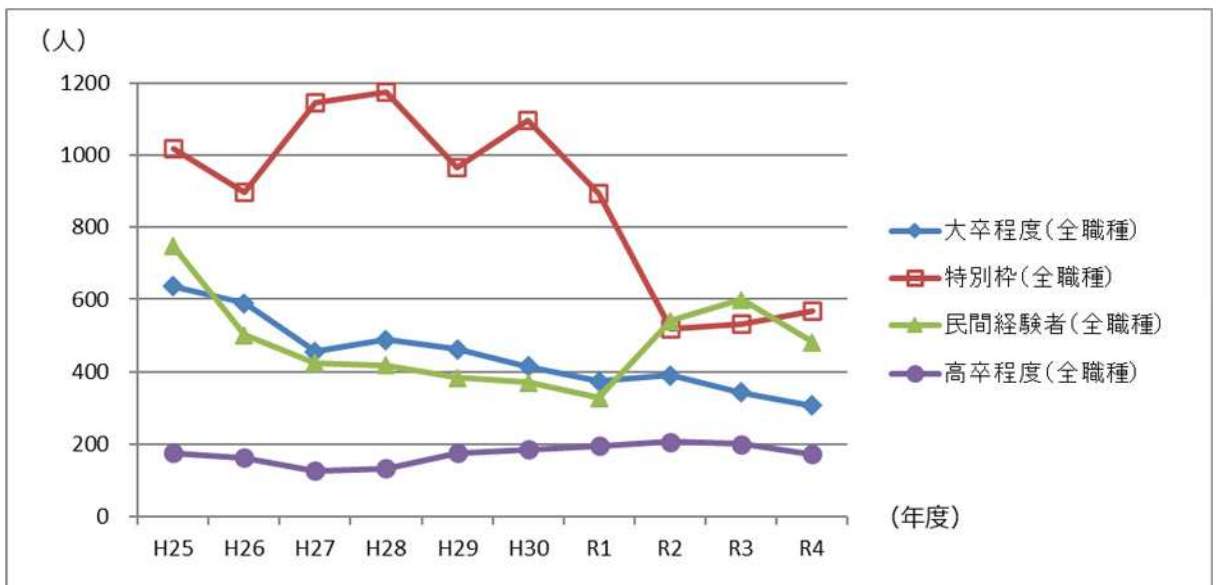
(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
平成24年	32	450	992	1,183	1,598	2,013	2,322	2,409	1,827	2	12,828
令和4年	72	1,005	1,571	1,476	1,304	1,320	1,634	1,962	2,090	0	12,434

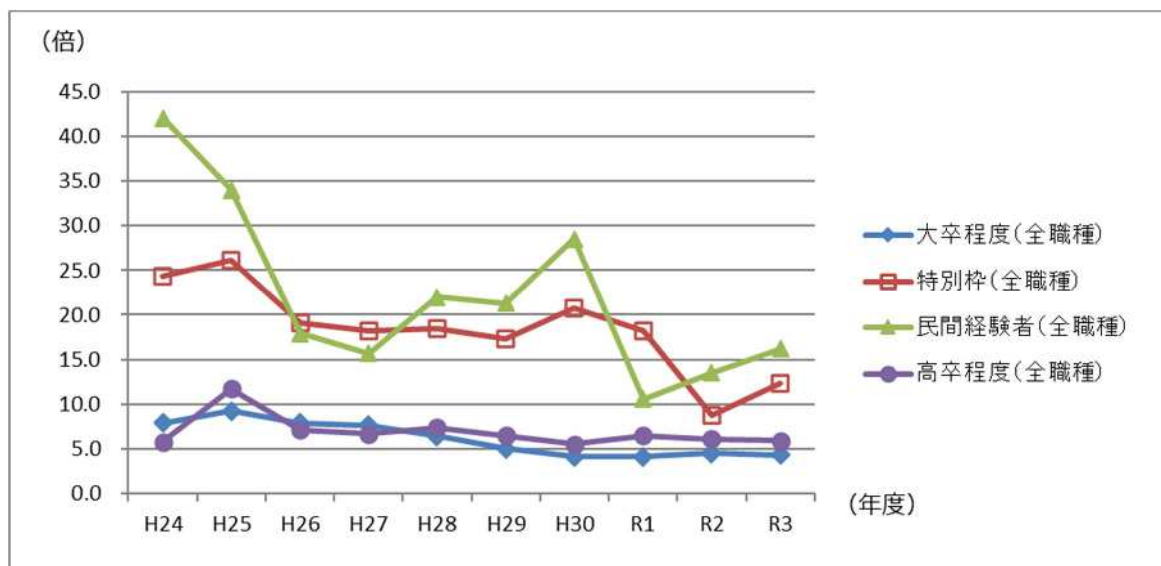
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



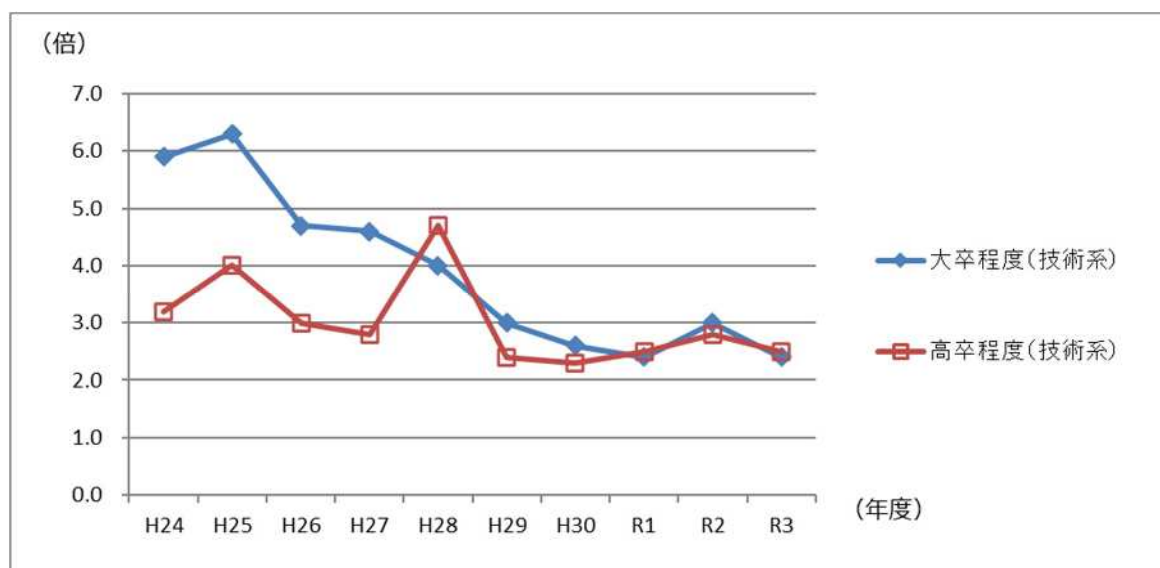
図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移



図表5 技術系職種の合格倍率の推移



(注) 技術系職種とは、心理、総合土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

また、限られた経営資源（人員・財源）の中で、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、人材の育成も重要である。

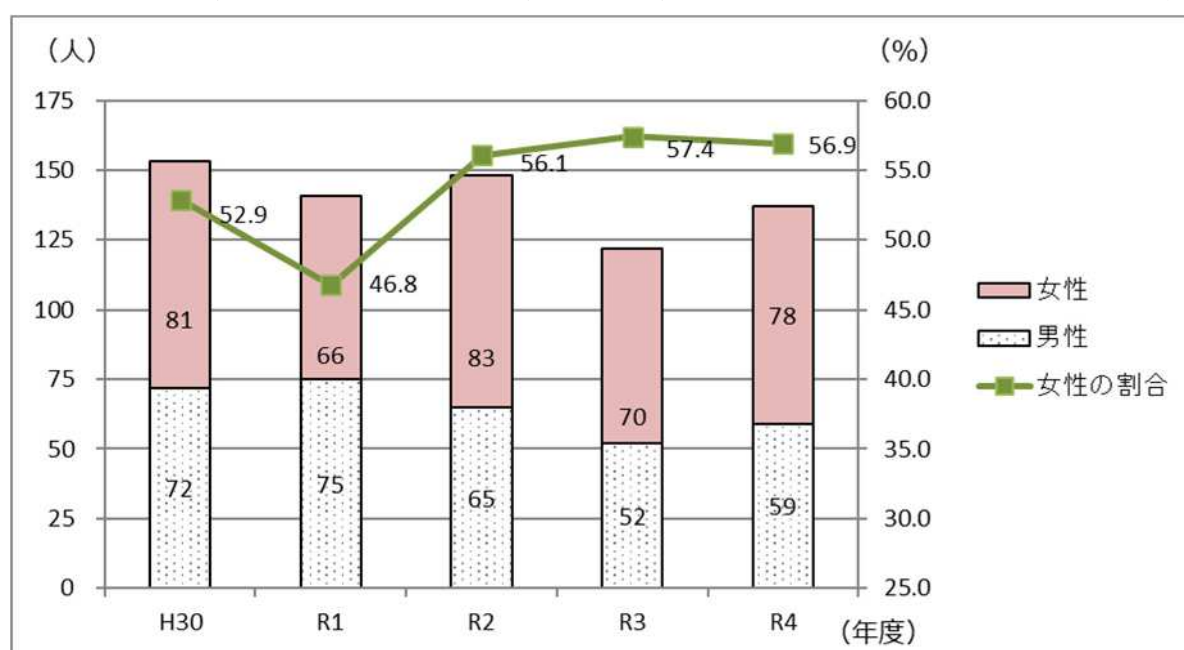
このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させる

ための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要な研修）の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められている。

(2) 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、本年4月における職員に占める女性職員の割合は42.1%となっている（報告資料第2表参照）。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合の推移

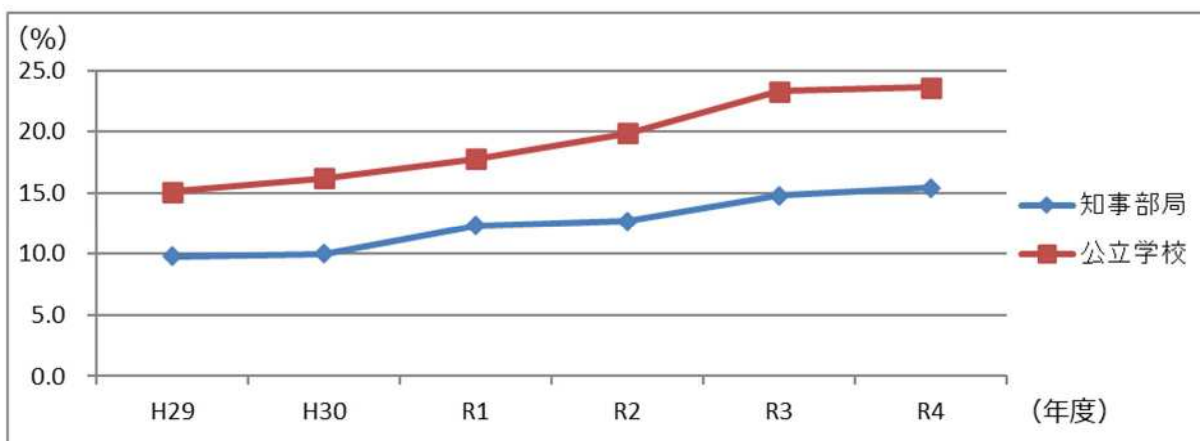


また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標はこれまで段階的に引き上げられ、現計画では、令和7年度までに知事部局は16%以上、教育委員会（公立学校）は25%以上と設定されている。

任命権者においては、現在、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会の開催、管理職研修における多様な職員のキャリア形成支援のスキル等の習得などに取り組まれており、本年4月現在の管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局は15.4%、教育委員会（公立学校）は23.6%と着実に上昇している。

今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

図表 7 管理職に占める女性職員の割合の推移



(3) 定年の引上げ

定年の引上げについては、今年の9月議会で「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、職員の定年が令和5年4月1日から段階的に65歳に引き上げられることとなった。

任命権者においては、今後、60歳以上の高齢期職員の職務の検討、翌年度に60歳に達する職員に対する情報提供・意思確認の実施等、制度の円滑な導入に向けて、本県の実情に沿った検討や取組を行うとともに、制度が完成するまで定年退職者が隔年しか生じないことから、優秀な人材を安定的に確保する観点に留意しながら新規採用者数の検討を行う必要がある。

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会では、従来から、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

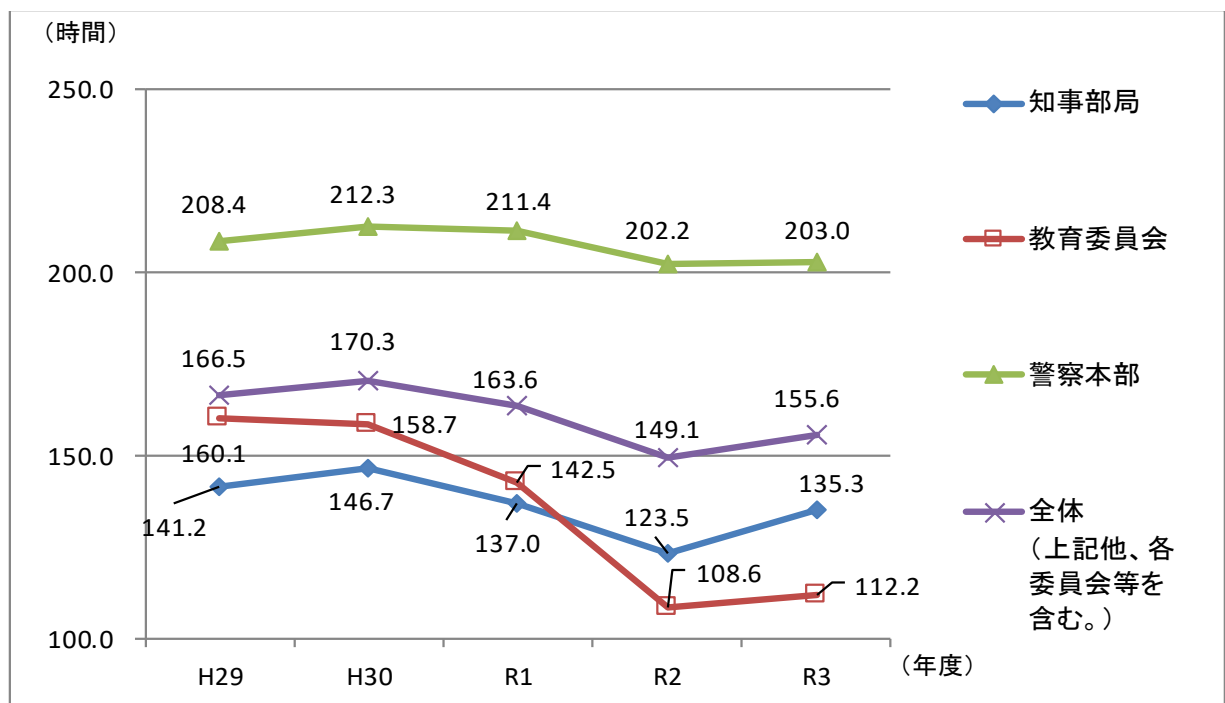
任命権者においても、時間外勤務等の縮減について、これまで様々な取組が講じら

れてきたところであり、平成 31 年 4 月からは、時間外勤務を命じる時間等に上限を定め、条例及び人事委員会規則等に基づき、勤務時間の管理が行われているところである。

昨年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の状況を見ると、多くの所属において新型コロナウイルス感染症への対応等のため、例年とは異なる体制や対応を求められる中で業務を行わざるを得ず、全体では 155.6 時間（一昨年度 149.1 時間）と増加している（図表 8 参照）。

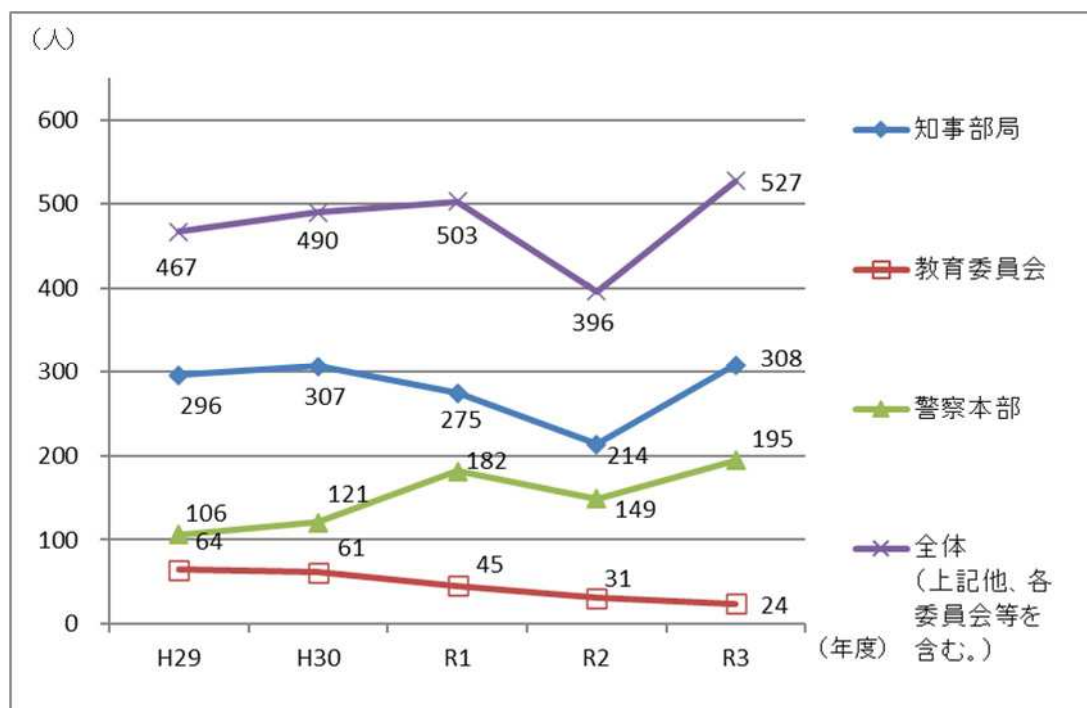
また、年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員数は、知事部局、警察本部において一昨年度より増加しており、全体で一昨年度比 33.1%（131 人）増加している（図表 9 参照）。

図表 8 職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の推移



※会計年度任用職員を除く(以下図表において同じ)

図表9 年間の時間外勤務等の時間数が360時間を超えた職員数の推移



さらに、昨年度の大規模災害等業務以外の業務で時間外勤務等時間の上限を超えた職員数の状況を見ると、教育委員会では5人（一昨年度7人）、警察本部では8人（一昨年度10人）と減少しているものの、知事部局では19人（一昨年度12人）と増加している。

任命権者においては、条例及び人事委員会規則等に基づく適正な勤務時間の管理を行うため、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として、更なる業務の徹底した見直しや業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

イ 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

学校現場では、教育職員の長時間勤務が常態化していることが指摘されており、県教育委員会においては、教育職員の時間外在校等時間の上限を規則で定め、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に従って、勤務時間の管理が行われている。また、各市町教育委員会においても、同様の措置が講じられ、勤務時間の管理が行われているところである。

このような中、教育職員の負担を軽減するため、会議や研修等の縮減や開催方法の見直し、長期休業中の学校閉庁日の設定など、学校現場における業務改善に取り組まれているところではあるが、昨年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で414.0時間（小学校395.2時間、中学校507.4時間、県立学校365.7時

間)となっており、小学校、中学校、県立学校ともに一昨年度を上回り、原則である1年について360時間の上限を超える状況となっている。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、国等の動向を注視しながら、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努めることが必要である。また、現在実施している取組を検証し業務分担の見直しや実情に応じた人員配置といった必要な環境を整備するなど、本県の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

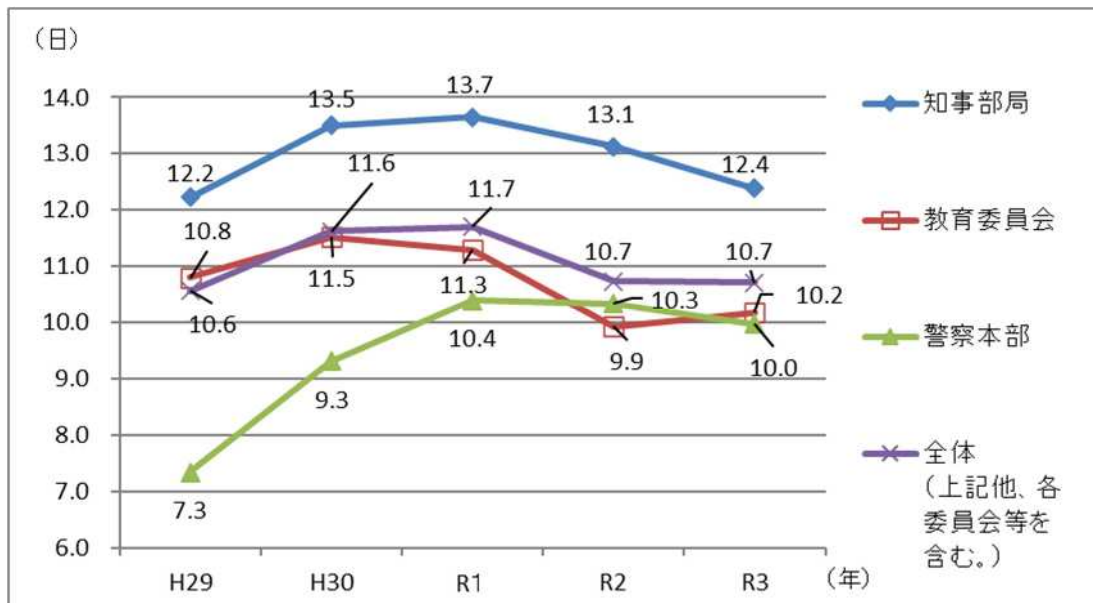
ウ 年次休暇の取得促進

特定事業主行動計画の取組目標として、知事部局及び県教育委員会は職員一人当たりの年次休暇の取得日数を年間平均14日以上、警察本部は年次休暇の月1日以上(年間14日以上)の取得を設定している。

任命権者においては、これまで大型連休や夏季、冬季における計画的な年次休暇の取得促進等に取り組んでいるものの、昨年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、全体で10.7日(一昨年10.7日)と取得日数は増えておらず、目標は達成されていない(図表10参照)。

職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

図表10 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



(2) 職員の健康管理

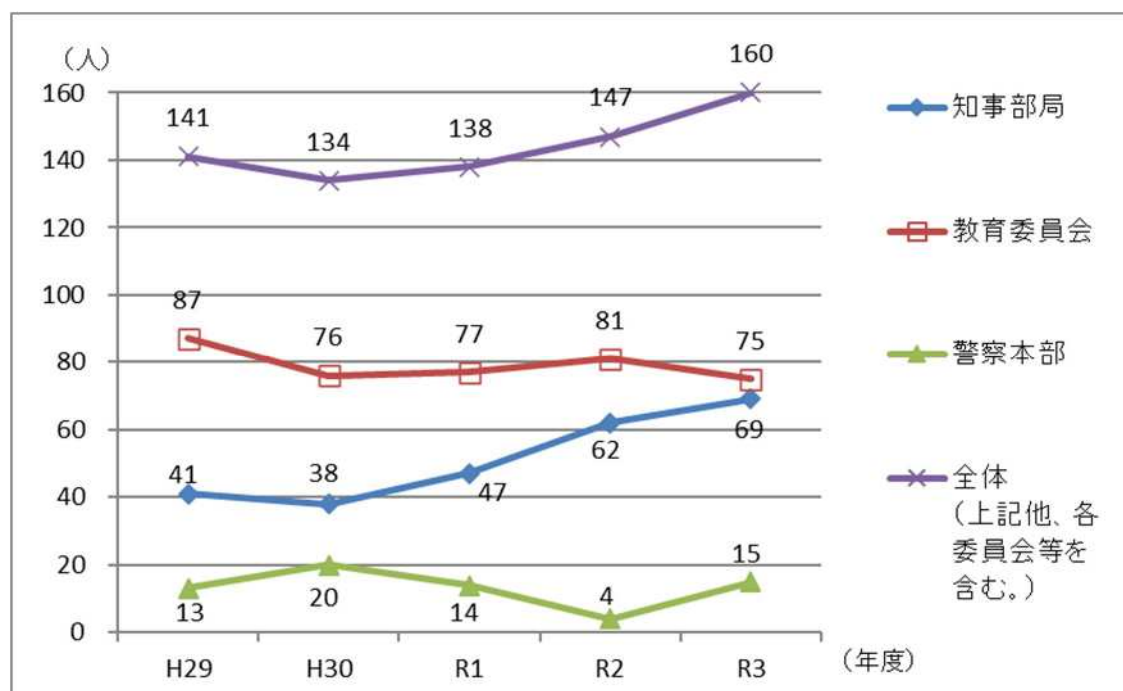
職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図ら

れてきた。

しかしながら、昨年度における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は全体で160人と一昨年度に比べ13人増加しており、3年連続の増加となっている（図表11参照）。

職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者は、引き続き、ストレスチェックをすべての職員が受検するよう勧奨を行い、職員が早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善により一層取り組んでいく必要がある。

図表11 心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の職員数の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、事業者には長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、長時間労働者への医師による面接指導の実施等が義務付けられている。

任命権者においては、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い職員を見逃さないようにし、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

特に、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策といった緊急時対応の場合、昼夜を問わず、多くの職員が平時と異なる業務に従事し、職員自身が疲労を意識しないまま体調不良に陥ることもあるため、平時以上に職員の心身の状態に十分配慮する必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

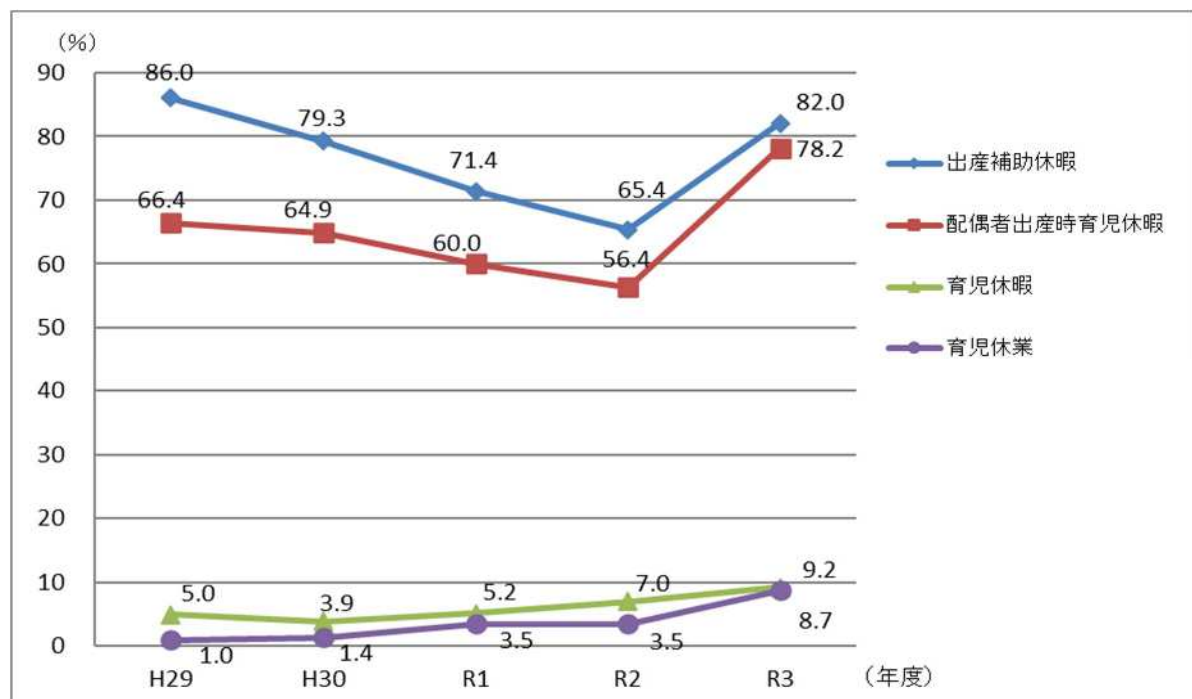
任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。

しかしながら、男性職員の育児休暇や育児休業の取得率については、それぞれ9.2%（一昨年度7.0%）、8.7%（一昨年度3.5%）と増加傾向にあるものの依然として低い水準にとどまっている（図表12参照）。

また、出産補助休暇については、知事部局の取得率が94.0%、警察本部で100.0%、配偶者出産時育児休暇については、知事部局の取得率が100.0%、警察本部で97.6%であるのに対し、教育委員会においては、それぞれ65.8%と56.9%と低い状況が続いている。

任命権者においては、対象職員への周知はもちろんのこと、当該職員が気兼ねなく休暇や休業を取得でき、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

図表12 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



さらに、多様で弾力的な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものであり、これに関しても、国や他の都道府県の状況等を参考にしながら、引き続き検討していく必要がある。

(4) ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、カスタマーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、ハラスメントを受けた職員だけでなく、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、すべての職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、相談窓口の利用を促進し、ハラスメントに関する相談があった際には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、当該事実が確認できた場合においては、ハラスメントを行った職員に対して速やかに必要な啓発を行うとともに、被害を受けた職員に対する配慮のための措置を行うなど、良好な職場環境づくりを推進していく必要がある。

3 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

(参考)

1 人事院の報告及び勧告の骨子

人事院は、本年 8 月 8 日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は次のとおりである。

- (1) 給与勧告の骨子 (22～23頁)
- (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子 (24～25頁)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

(参考)

2 令和3年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した令和3年地方公務員給与実態調査（令和3年4月1日現在）の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

都道府県のラスパイレス指数の状況（令和3年）

番号	都道府県名	ラスパイレス指数	番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	99.2	26	京都府	99.5
2	青森県	96.8	27	大阪府	100.9
3	岩手県	99.5	28	兵庫県	99.8
4	宮城県	100.1	29	奈良県	99.4
5	秋田県	100.2	30	和歌山県	99.5
6	山形県	100.0	31	鳥取県	95.5
7	福島県	100.4	32	島根県	98.5
8	茨城県	100.4	33	岡山県	100.5
9	栃木県	100.3	34	広島県	100.8
10	群馬県	100.2	35	山口県	98.9
11	埼玉県	101.0	36	徳島県	99.1
12	千葉県	99.8	37	香川県	98.8
13	東京都	100.8	38	愛媛県	98.7
14	神奈川県	101.6	39	高知県	98.8
15	新潟県	99.1	40	福岡県	100.6
16	富山県	99.3	41	佐賀県	99.9
17	石川県	99.8	42	長崎県	98.2
18	福井県	99.4	43	熊本県	99.5
19	山梨県	100.4	44	大分県	99.3
20	長野県	100.2	45	宮崎県	97.4
21	岐阜県	99.6	46	鹿児島県	96.2
22	静岡県	102.2	47	沖縄県	98.1
23	愛知県	102.1			
24	三重県	101.4			
25	滋賀県	100.7			

※「令和3年地方公務員給与実態調査」より

（注1）ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

（注2）財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 令和4年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を1.05月分（特定幹部職員にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.0月分（特定幹部職員にあつては1.2月分）とすること。

イ 再任用職員

令和4年12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）とすること。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員

令和5年6月期以降に支給される勤勉手当の支給割合を0.475月分（特定幹部職員にあつては、0.575月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

【特定任期付職員の期末手当】

(1) 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(2) 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアの(ア)及びイ、2の(1)並びに3の(2)のイについては令和4年12月1日から、1の(2)のアの(イ)及びウ、2の(2)並びに3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	199,000	234,600	266,700	292,100	322,400	367,300	413,400	464,500
	2	151,300	200,700	236,100	268,500	294,200	324,600	370,000	415,800	467,600
	3	152,500	202,300	237,600	270,000	296,500	327,000	372,400	418,400	470,700
	4	153,600	204,100	239,100	271,800	298,600	329,200	375,100	420,800	473,700
	5	154,700	205,600	240,500	273,500	300,600	331,500	377,200	422,700	476,800
	6	155,900	207,300	242,200	275,100	302,900	333,600	379,700	425,100	479,800
	7	157,000	209,100	243,600	277,000	305,300	335,800	382,100	427,200	482,900
	8	158,100	210,800	245,100	279,100	307,600	338,100	384,600	429,400	486,000
	9	159,100	212,500	246,200	281,100	309,600	340,100	386,900	431,500	488,800
	10	160,500	214,400	247,700	283,200	312,000	342,300	389,700	433,600	491,900
	11	161,900	216,200	249,100	285,300	314,200	344,500	392,300	435,700	495,000
	12	163,200	217,900	250,400	287,400	316,600	346,700	395,100	437,900	498,100
	13	164,400	219,200	251,900	289,500	318,800	348,700	397,500	439,600	500,900
	14	165,900	221,100	253,200	291,600	320,900	350,800	399,900	441,400	503,200
	15	167,500	222,800	254,400	293,600	323,200	352,800	402,100	443,500	505,600
	16	169,100	224,500	255,500	295,800	325,300	354,800	404,500	445,500	507,900
	17	170,200	226,200	257,000	297,700	327,300	356,800	406,400	447,400	510,000
	18	171,600	227,900	258,700	299,800	329,400	358,800	408,400	449,300	511,500
	19	173,100	229,400	260,100	301,900	331,500	360,600	410,300	451,100	513,000
	20	174,500	231,000	261,700	303,900	333,600	362,500	412,200	452,800	514,400
	21	175,800	232,400	263,200	306,000	335,500	364,500	414,100	454,600	515,600
	22	178,400	234,000	264,800	308,100	337,600	366,400	415,900	456,200	517,000
	23	180,900	235,400	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700	457,600	518,600
	24	183,500	237,000	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700	459,100	520,100
	25	185,900	238,000	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500	460,500	521,200
	26	187,600	239,400	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000	461,900	522,300
	27	189,300	240,800	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600	463,200	523,600
	28	190,900	241,900	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200	464,400	524,800
	29	192,300	243,200	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800	465,400	525,800
	30	194,100	244,200	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100	466,100	526,700
	31	195,800	245,100	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400	466,900	527,600
	32	197,400	246,100	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700	467,600	528,500
	33	199,000	247,300	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900	468,400	529,300
	34	200,400	248,400	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200	469,200	530,300
	35	201,700	249,300	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500	469,900	531,000
	36	203,100	250,400	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800	470,500	531,500
	37	204,400	251,300	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000	471,000	532,200
	38	205,600	252,600	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800	471,600	532,800
	39	206,800	254,000	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600	472,200	533,600
	40	208,000	255,300	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400	472,800	534,200

41	209,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000	473,300	534,700
42	210,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700	473,800	
43	212,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400	474,300	
44	213,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200	474,600	
45	214,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000	474,900	
46	215,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800		
47	217,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200		
48	218,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900		
49	219,200	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400		
50	220,400	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800		
51	221,300	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200		
52	222,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600		
53	223,300	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000		
54	224,200	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400		
55	225,100	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800		
56	226,000	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200		
57	226,300	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500		
58	227,100	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900		
59	227,800	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200		
60	228,600	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500		
61	229,200	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800		
62	230,000	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300			
63	230,700	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600			
64	231,300	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900			
65	231,900	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200			
66	232,600	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500			
67	233,200	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800			
68	234,000	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100			
69	234,700	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300			
70	235,300	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600			
71	235,900	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000			
72	236,500	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300			
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500			
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800			
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100			
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300			
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500			
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900				
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200				
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500				
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700				
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000				
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300				
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500				

85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700				
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000				
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300				
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500				
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700				
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000				
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300				
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500				
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700				
94		298,900	347,500	387,000					
95		299,300	348,000	387,400					
96		299,700	348,400	387,800					
97		299,900	348,600	388,100					
98		300,200	349,000	388,700					
99		300,600	349,400	389,100					
100		301,000	349,800	389,500					
101		301,200	350,100	389,800					
102		301,500	350,500						
103		301,900	350,900						
104		302,200	351,300						
105		302,400	351,800						
106		302,700	352,200						
107		303,100	352,600						
108		303,400	353,000						
109		303,600	353,500						
110		304,000	353,900						
111		304,400	354,200						
112		304,700	354,500						
113		304,900	355,000						
114		305,200							
115		305,500							
116		305,900							
117		306,100							
118		306,300							
119		306,600							
120		306,900							
121		307,300							
122		307,500							
123		307,800							
124		308,100							
125		308,400							
再任用 職員	187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300	394,900	446,800

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級又は5級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	174,800	190,800	216,100	255,200	297,000	322,800	351,100	386,400	428,300
	2	176,500	192,400	218,200	256,900	299,000	325,000	353,300	388,700	430,100
	3	178,300	194,200	220,200	258,700	300,800	327,200	355,600	390,700	432,100
	4	180,100	196,100	222,200	260,600	302,900	329,500	357,900	392,800	434,000
	5	181,500	197,900	224,300	262,200	304,300	331,700	360,000	394,800	435,400
	6	183,400	200,000	226,000	264,000	306,300	334,000	362,100	396,800	437,200
	7	185,300	202,300	227,900	265,700	308,400	336,200	364,400	398,600	438,800
	8	187,200	204,500	229,700	267,300	310,600	338,500	366,600	400,500	440,300
	9	188,800	206,600	231,700	268,500	312,600	340,400	368,400	402,200	441,900
	10	190,600	208,900	233,500	270,000	314,800	342,700	370,700	404,200	443,700
	11	192,300	211,400	235,100	271,300	317,200	345,000	372,800	406,300	445,300
	12	194,000	213,800	236,700	272,600	319,400	347,300	375,000	408,400	446,900
	13	195,800	215,900	238,600	273,900	321,400	349,400	377,200	410,100	448,000
	14	197,800	217,800	240,400	275,200	323,800	351,600	379,300	412,300	449,700
	15	199,800	219,600	242,200	276,200	326,000	353,800	381,500	414,300	451,500
	16	201,900	221,400	244,100	277,400	328,400	356,000	383,600	416,400	453,300
	17	204,000	223,400	245,600	277,900	330,200	358,100	385,300	418,200	454,900
	18	206,200	225,000	247,300	279,300	332,500	360,100	387,400	419,900	456,800
	19	208,500	226,700	249,200	280,700	334,700	362,300	389,300	421,600	458,600
	20	210,800	228,500	251,000	282,200	337,000	364,400	391,300	423,200	460,300
	21	213,000	230,100	252,500	283,300	339,100	366,400	393,000	425,000	462,000
	22	214,800	231,800	253,800	284,500	341,100	368,500	395,200	426,600	463,700
	23	216,500	233,500	255,100	286,000	343,200	370,400	397,300	428,000	465,300
	24	218,400	235,200	256,300	287,100	345,300	372,600	399,300	429,500	467,100
	25	220,300	236,700	257,500	288,100	347,300	374,500	401,100	430,900	468,700
	26	221,900	238,400	258,700	289,900	349,400	376,500	403,100	432,300	470,100
	27	223,600	240,000	260,000	291,700	351,500	378,600	405,200	433,800	471,600
	28	225,200	241,500	261,100	293,300	353,500	380,600	407,400	435,400	472,900
	29	227,000	242,600	262,000	295,100	355,700	382,400	408,900	436,800	474,200
	30	228,800	244,500	263,000	296,900	357,800	384,500	410,700	438,500	474,900
	31	230,400	246,300	264,200	298,500	359,700	386,600	412,500	440,200	475,600
	32	232,100	248,100	265,200	300,500	361,900	388,700	414,200	441,800	476,300
	33	233,800	249,500	265,600	302,200	363,500	390,600	415,900	443,300	476,800
	34	235,400	251,000	266,800	304,000	365,500	392,700	417,400	445,000	477,600
	35	236,900	252,300	267,800	306,000	367,500	394,900	419,100	446,700	478,300
	36	238,600	253,600	269,100	307,900	369,600	396,800	420,600	448,300	478,900
	37	239,700	254,900	269,900	309,700	371,500	398,500	421,900	449,800	479,200
	38	241,500	256,200	270,800	311,700	373,700	400,100	423,400	450,500	479,800
	39	243,400	257,300	271,800	313,600	375,700	401,400	425,000	451,200	480,400
	40	245,200	258,300	272,500	315,400	377,800	402,800	426,500	451,900	480,900

41	246,500	259,400	273,600	317,300	379,800	404,000	428,000	452,300	481,400
42	247,900	260,500	274,900	319,100	381,900	405,100	429,300	452,900	481,800
43	249,300	261,400	275,900	321,000	384,100	406,200	430,700	453,600	482,200
44	250,400	262,400	276,700	323,000	386,000	407,200	431,900	454,200	482,600
45	251,500	263,100	277,700	324,800	387,700	408,400	432,900	455,000	482,900
46	252,600	264,200	279,200	326,700	389,500	409,600	433,600	455,800	
47	253,600	265,100	280,700	328,700	391,100	410,700	434,400	456,300	
48	254,400	266,300	282,000	330,500	392,800	412,000	435,200	456,800	
49	255,100	267,100	283,700	332,000	394,300	413,300	435,700	457,300	
50	256,000	268,100	285,400	333,700	395,300	414,100	436,100	457,600	
51	257,000	269,200	287,100	335,300	396,300	414,900	436,500	457,900	
52	258,000	270,000	288,800	337,000	397,300	415,600	436,900	458,300	
53	258,600	271,000	290,300	338,800	398,600	416,100	437,200	458,700	
54	259,800	271,900	292,100	340,500	399,700	416,900	437,600	458,900	
55	260,700	273,000	293,800	342,200	400,900	417,600	437,900	459,200	
56	261,900	273,900	295,700	344,000	402,100	418,200	438,200	459,400	
57	262,800	274,800	297,200	345,200	403,400	418,900	438,500	459,800	
58	263,700	276,300	298,900	346,900	404,200	419,300	438,800	460,000	
59	264,400	277,800	300,800	348,500	405,000	419,900	439,100	460,200	
60	265,100	279,100	302,600	350,200	405,800	420,500	439,400	460,400	
61	265,900	280,500	304,100	351,800	406,300	420,900	439,700	460,800	
62	266,800	282,100	306,000	353,500	407,000	421,500	440,000		
63	267,700	283,800	307,800	355,300	407,700	422,000	440,300		
64	268,400	285,400	309,500	357,000	408,400	422,600	440,600		
65	269,300	286,900	311,000	358,600	408,700	423,100	440,900		
66	270,400	288,300	312,700	360,200	409,400	423,700	441,200		
67	271,600	289,900	314,300	361,900	410,100	424,100	441,500		
68	272,600	291,400	316,000	363,500	410,700	424,600	441,800		
69	273,600	292,900	317,700	364,700	411,200	425,000	442,000		
70	275,000	294,500	319,100	366,100	411,700	425,300	442,300		
71	276,400	296,100	320,500	367,500	412,300	425,600	442,600		
72	277,900	297,700	322,100	368,900	412,800	425,900	443,000		
73	279,200	299,000	323,000	370,100	413,300	426,200	443,200		
74	280,600	300,500	324,600	371,300	413,700	426,500	443,500		
75	282,000	302,000	326,100	372,700	414,200	426,800	443,800		
76	283,400	303,500	327,900	374,000	414,700	427,100	444,100		
77	284,500	304,500	329,700	375,300	415,200	427,300	444,300		
78	285,700	306,100	331,400	376,500	415,700	427,600			
79	286,900	307,500	333,100	377,800	416,300	428,000			
80	288,000	309,000	334,700	379,000	416,900	428,300			
81	289,400	310,500	336,400	380,200	417,300	428,500			
82	290,600	312,000	338,100	381,400	417,900	428,800			
83	291,900	313,200	339,800	382,500	418,400	429,100			
84	293,200	314,600	341,500	383,800	418,600	429,300			

85	294,400	315,700	342,900	384,800	418,900	429,500
86	295,600	317,300	344,500	385,400	419,400	429,800
87	296,800	318,600	346,000	385,900	419,700	430,100
88	298,000	320,100	347,500	386,500	420,000	430,300
89	299,100	321,700	348,800	387,100	420,300	430,500
90	300,400	323,200	350,100	387,700	420,700	430,800
91	301,500	324,600	351,400	388,300	421,100	431,100
92	302,700	326,100	352,700	389,000	421,500	431,300
93	303,400	327,500	354,100	389,300	421,800	431,500
94	304,700	328,800	355,700	389,800	422,300	
95	305,900	330,200	357,200	390,400	422,700	
96	307,200	331,500	358,700	390,900	423,100	
97	308,300	332,700	360,000	391,300	423,400	
98	309,500	334,100	361,300	391,700	423,800	
99	310,800	335,400	362,400	392,300	424,200	
100	312,000	336,700	363,600	392,800	424,600	
101	313,200	338,100	364,700	393,200	424,900	
102	314,200	339,100	365,800	393,700		
103	315,300	340,200	367,000	394,400		
104	316,400	341,400	368,200	394,900		
105	317,200	342,500	369,400	395,200		
106	317,800	343,600	369,900	395,600		
107	318,400	344,700	370,500	396,100		
108	319,100	345,800	371,100	396,400		
109	319,600	347,000	371,700	396,700		
110	320,100	348,000	372,300	397,200		
111	320,600	349,000	372,800	397,700		
112	321,200	350,000	373,300	398,200		
113	322,100	350,900	373,700	398,500		
114	322,800	351,800	374,100	399,000		
115	323,500	352,800	374,700	399,500		
116	324,200	353,800	375,200	400,100		
117	324,800	354,800	375,600	400,400		
118	325,600	355,400	376,100	400,900		
119	326,300	356,000	376,700	401,400		
120	327,100	356,600	377,200	401,900		
121	327,800	356,900	377,400	402,300		
122	328,100	357,300	378,000	402,800		
123	328,600	357,800	378,500	403,200		
124	329,100	358,200	378,900	403,700		
125	329,400	358,600	379,400	404,100		
126		359,000	379,900			
127		359,500	380,400			
128		359,900	380,900			

	129		360,300	381,200						
	130		360,800	381,700						
	131		361,200	382,200						
	132		361,600	382,700						
	133		361,800	383,000						
	134		362,300	383,600						
	135		362,700	384,000						
	136		363,000	384,400						
	137		363,300	384,600						
	138		363,700	385,100						
	139		364,200	385,600						
	140		364,700	386,100						
	141		365,000	386,400						
	142		365,500							
	143		366,000							
	144		366,600							
	145		366,900							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	292,500	309,300	323,700	347,100	382,800	414,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	150,600	199,700	285,100	335,200	393,400
	2	151,700	202,300	287,600	337,400	396,400
	3	152,900	204,700	289,900	339,700	399,100
	4	154,000	207,300	292,400	341,800	402,000
	5	155,100	209,800	294,600	343,500	404,300
	6	156,500	212,200	296,600	345,700	407,100
	7	157,800	214,500	298,600	347,700	409,800
	8	159,100	216,800	300,200	349,800	412,600
	9	160,100	218,900	302,400	351,700	415,100
	10	161,900	221,200	304,700	353,700	417,700
	11	163,500	223,600	307,100	355,900	420,500
	12	165,100	225,900	309,600	357,900	423,300
	13	166,500	227,800	311,700	360,000	426,000
	14	168,500	230,100	313,900	362,000	428,700
	15	170,400	232,600	316,400	363,900	431,600
	16	172,400	234,900	319,300	365,800	434,300
	17	174,100	237,000	321,900	367,600	436,900
	18	176,200	239,800	324,200	369,500	439,500
	19	178,400	242,600	326,400	371,400	442,000
	20	180,400	245,500	328,700	373,500	444,700
	21	182,500	247,800	330,900	375,100	447,200
	22	184,800	250,500	332,900	377,100	449,900
	23	187,000	252,900	334,900	379,000	452,500
	24	189,300	255,500	337,000	380,900	455,000
	25	191,200	258,000	339,100	382,500	457,300
	26	193,400	260,500	341,000	384,300	459,600
	27	195,600	262,700	342,800	386,100	462,200
	28	197,700	265,000	344,800	388,000	464,700
	29	199,800	267,500	346,800	389,800	467,200
	30	201,400	269,600	348,500	391,700	469,800
	31	203,100	271,600	350,200	393,600	472,300
	32	204,800	273,600	351,900	395,600	474,900
	33	206,500	275,200	353,100	397,200	477,200
	34	208,300	277,100	354,500	399,000	479,600
	35	210,100	279,000	356,100	400,700	482,100
	36	211,900	281,000	357,600	402,500	484,600
	37	213,400	282,800	358,900	403,700	487,100
	38	215,300	284,100	360,300	405,200	489,600
	39	217,100	285,400	361,700	406,700	492,000
40	218,900	286,500	363,100	408,100	494,600	

41	220,800	287,900	364,000	409,500	496,900
42	222,600	288,700	365,100	410,800	499,200
43	224,400	289,300	366,300	412,400	501,400
44	226,300	290,100	367,500	414,000	503,600
45	227,900	290,700	368,600	415,400	505,400
46	229,800	291,600	369,800	416,700	506,900
47	231,700	292,600	371,100	418,300	508,500
48	233,400	293,800	372,300	419,900	510,000
49	235,000	295,200	373,400	421,200	511,800
50	236,800	296,500	374,700	422,700	513,200
51	238,400	297,600	376,000	424,200	514,600
52	240,000	298,800	377,300	425,600	516,100
53	241,300	300,100	378,100	427,000	517,200
54	243,000	301,300	379,100	428,500	518,500
55	244,600	302,600	380,000	429,900	519,700
56	246,100	303,800	381,000	431,300	520,900
57	247,300	304,700	381,800	432,400	521,800
58	248,500	306,000	382,600	433,800	522,800
59	249,500	307,200	383,400	435,200	523,900
60	250,500	308,400	384,100	436,500	524,900
61	251,500	309,400	384,600	437,300	526,000
62	252,500	310,500	385,300	438,200	526,900
63	253,300	311,700	386,200	439,300	527,600
64	254,100	312,800	387,100	440,200	528,300
65	255,200	313,700	387,700	441,100	529,100
66	256,200	314,800	388,500	441,900	530,000
67	257,000	315,900	389,400	442,500	530,800
68	257,700	317,000	390,200	443,300	531,600
69	258,500	318,100	390,800	443,700	532,300
70	259,800	319,100	391,500	444,300	533,100
71	261,300	320,200	392,200	444,900	533,900
72	262,400	321,300	392,900	445,400	534,700
73	263,700	322,100	393,600	445,900	535,400
74	265,100	323,100	394,300		
75	266,600	324,200	394,900		
76	267,900	325,300	395,600		
77	269,000	326,400	396,300		
78	270,200	327,500	396,900		
79	271,600	328,400	397,500		
80	272,800	329,300	398,100		
81	274,100	330,400	398,700		
82	275,400	331,200	399,300		
83	276,700	331,900	400,000		
84	278,000	332,700	400,600		
85	279,200	333,300	401,100		
86	280,300	333,800	401,600		
87	281,600	334,300	402,100		
88	282,900	334,800	402,800		

89	283,800	335,100	403,200		
90	285,000	335,600			
91	286,200	336,100			
92	287,400	336,600			
93	288,500	336,900			
94	289,500	337,300			
95	290,500	337,800			
96	291,500	338,300			
97	292,000	338,900			
98	292,900	339,400			
99	293,700	339,900			
100	294,600	340,400			
101	295,500	340,900			
102	296,200	341,400			
103	296,900	341,900			
104	297,600	342,400			
105	298,300	342,900			
106	298,800	343,300			
107	299,400	343,800			
108	299,900	344,300			
109	300,100	344,800			
110	300,500	345,200			
111	300,800	345,700			
112	301,100	346,100			
113	301,400	346,600			
114	301,700	347,000			
115	302,000	347,500			
116	302,300	347,900			
117	302,600	348,400			
118	303,000	348,800			
119	303,300	349,200			
120	303,700	349,700			
121	304,000	350,100			
再任用 職員	217,500	262,100	287,300	330,500	389,300

- 備考 1 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700	

41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	

	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	155,300	192,400	227,400	252,700	282,700	331,000
	2	156,800	194,100	228,900	254,000	284,600	333,000
	3	158,200	195,700	230,400	255,100	286,800	335,300
	4	159,600	197,300	232,000	256,400	289,100	337,500
	5	160,800	198,800	233,200	257,300	291,200	339,500
	6	162,700	200,400	234,800	258,600	293,300	341,700
	7	164,400	201,900	236,200	259,700	295,500	343,800
	8	166,000	203,300	237,800	261,000	297,700	346,100
	9	167,700	204,900	238,800	262,200	299,800	348,100
	10	169,400	206,500	240,200	263,200	302,000	350,300
	11	171,000	207,900	241,500	264,100	304,100	352,400
	12	172,900	209,500	242,800	264,800	306,400	354,500
	13	174,300	210,900	244,300	265,900	308,500	356,300
	14	176,100	212,400	245,600	267,100	310,500	358,300
	15	178,100	213,900	246,700	268,300	312,700	360,200
	16	179,900	215,500	248,100	269,400	314,700	362,300
	17	181,800	217,000	248,900	270,800	316,900	364,100
	18	183,400	218,500	250,000	272,500	318,900	366,100
	19	185,200	220,200	251,000	274,100	321,000	368,200
	20	187,000	221,900	252,300	276,000	323,200	370,200
	21	188,600	223,100	253,600	277,900	325,100	372,100
	22	190,100	224,600	254,500	279,700	327,100	374,100
	23	191,600	226,100	255,400	281,500	329,100	376,200
	24	193,100	227,500	256,200	283,400	331,100	378,400
	25	194,800	228,700	257,300	285,200	333,100	379,800
	26	196,100	230,100	258,600	287,100	335,000	381,600
	27	197,500	231,400	259,700	289,100	337,000	383,500
	28	198,900	232,600	260,900	290,900	339,100	385,100
	29	200,300	233,800	262,300	292,700	340,600	386,900
	30	201,500	235,000	263,800	294,700	342,400	388,400
	31	202,600	236,500	265,300	296,500	344,200	390,100
	32	203,900	237,800	267,100	298,400	346,000	391,800
	33	205,200	238,800	268,500	300,300	347,700	393,100
	34	206,500	240,000	270,300	302,000	349,500	394,500
	35	207,800	241,000	272,100	303,800	351,500	395,800
	36	209,200	242,200	273,900	305,700	353,300	397,000
	37	210,200	243,500	275,400	307,100	355,100	398,100
	38	211,400	244,600	277,200	308,800	356,900	399,300
	39	212,600	245,800	278,900	310,600	358,500	400,500
	40	213,900	246,800	280,600	312,200	360,200	401,600

41	215,000	247,900	282,200	314,000	361,500	402,400
42	216,200	249,000	283,900	315,700	362,600	403,200
43	217,400	249,900	285,600	317,400	363,800	404,000
44	218,500	250,800	287,300	319,100	365,000	404,800
45	219,700	251,900	289,000	320,200	366,200	405,200
46	220,800	253,200	290,700	321,700	367,100	405,900
47	221,700	254,600	292,400	323,200	368,300	406,400
48	222,700	255,900	294,100	324,800	369,400	406,800
49	223,600	257,400	295,400	326,200	370,400	407,200
50	224,500	258,800	297,000	327,600	371,400	407,500
51	225,400	260,200	298,500	328,800	372,500	407,800
52	226,300	261,700	300,200	330,100	373,500	408,100
53	226,600	262,800	301,600	331,200	374,300	408,400
54	227,400	264,200	303,100	332,200	375,100	408,700
55	228,000	265,600	304,500	333,400	376,000	409,000
56	228,900	267,100	306,100	334,400	376,900	409,300
57	229,500	268,000	307,300	334,900	377,400	409,600
58	230,200	269,300	308,500	335,800	378,300	409,900
59	230,800	270,600	309,700	336,600	379,100	410,200
60	231,400	272,000	311,200	337,500	379,900	410,600
61	232,100	273,000	312,500	338,300	380,300	410,800
62	232,800	274,200	313,700	338,700	381,000	411,200
63	233,500	275,500	315,000	339,300	381,700	411,500
64	234,200	276,800	316,300	340,000	382,400	411,800
65	234,800	277,800	317,700	340,600	382,800	412,000
66	235,500	278,900	318,500	341,300	383,500	
67	236,200	280,000	319,300	342,000	384,200	
68	236,900	281,100	320,100	342,700	384,700	
69	237,500	282,200	320,700	343,400	385,100	
70	238,300	283,300	321,400	343,900	385,600	
71	239,000	284,400	322,200	344,600	386,100	
72	239,700	285,500	322,800	345,200	386,600	
73	240,400	286,300	323,500	345,500	387,200	
74	241,200	287,000	323,700	346,100	387,700	
75	242,000	287,500	324,300	346,600	388,300	
76	242,800	288,400	324,900	347,200	389,000	
77	243,300	289,200	325,500	347,700	389,500	
78	244,000	289,800	326,000	348,200	390,000	
79	244,600	290,400	326,500	348,700	390,500	
80	245,200	291,000	327,000	349,100	391,000	
81	245,600	291,700	327,700	349,400	391,300	
82	246,000	292,200	328,200	349,800	391,800	
83	246,400	292,600	328,600	350,200	392,200	
84	246,700	293,000	329,100	350,500	392,600	

85	247,100	293,200	329,600	351,000	393,000	
86		293,400	330,000	351,300		
87		293,700	330,200	351,600		
88		293,900	330,600	351,900		
89		294,300	331,000	352,300		
90		294,500	331,400	352,600		
91		294,700	331,800	353,000		
92		294,900	332,200	353,300		
93		295,300	332,500	353,700		
94		295,500	332,700	354,000		
95		295,700	333,200	354,300		
96		296,000	333,500	354,600		
97		296,400	333,700	354,900		
98		296,700	334,000	355,400		
99		296,900	334,300	355,800		
100		297,200	334,600	356,200		
101		297,500	334,800	356,700		
102		297,700	335,100	357,100		
103		297,900	335,500	357,500		
104		298,200	335,700	357,900		
105		298,500	335,900	358,400		
106			336,100			
107			336,500			
108			336,700			
109			336,900			
110			337,300			
111			337,700			
112			338,100			
113			338,300			
再任用 職員	188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400

備考 1 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの(管理職手当を支給する職にある職員を除く。)に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級又は6級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に6,000円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	164,600	208,400	268,100	333,900	422,300
	2	166,100	210,100	270,300	336,100	424,100
	3	167,700	211,700	272,600	338,400	426,000
	4	169,200	213,300	274,800	340,600	427,700
	5	170,800	215,000	277,200	342,900	429,200
	6	172,700	216,700	279,500	345,100	430,800
	7	174,600	218,300	281,600	347,400	432,700
	8	176,400	219,800	283,700	349,700	434,600
	9	178,100	221,500	285,800	351,700	436,400
	10	180,300	223,400	288,200	353,800	438,300
	11	182,300	225,100	290,500	356,000	440,200
	12	184,300	227,000	292,800	358,100	442,000
	13	186,200	228,400	295,100	360,300	443,800
	14	188,300	230,300	297,100	362,400	445,700
	15	190,500	232,300	299,000	364,400	447,500
	16	192,600	234,200	300,600	366,400	449,500
	17	194,900	235,900	302,600	368,200	451,200
	18	197,200	238,700	304,900	370,100	453,000
	19	199,700	241,400	307,200	372,200	454,800
	20	202,100	244,200	309,600	374,200	456,700
	21	204,500	246,700	311,800	376,000	458,300
	22	206,200	249,600	314,100	378,000	460,000
	23	207,900	252,200	316,500	379,800	462,000
	24	209,600	254,900	319,300	381,700	463,700
	25	211,200	257,200	321,900	383,300	465,400
	26	212,600	259,700	324,300	385,000	467,000
	27	214,200	262,200	326,600	386,800	468,700
	28	215,700	264,600	329,000	388,800	470,200
	29	217,200	267,000	331,200	390,600	471,700
	30	218,800	269,300	333,200	392,500	473,000
	31	220,300	271,400	335,400	394,500	474,400
	32	222,000	273,400	337,600	396,500	475,700
	33	223,400	275,500	339,700	398,200	476,900
	34	225,100	277,700	341,900	400,000	477,600
	35	226,900	279,800	344,100	401,600	478,300
	36	228,500	282,000	346,200	403,400	479,000
	37	229,900	284,200	348,400	404,600	479,600
	38	231,800	286,100	350,600	406,200	
	39	233,600	288,000	352,800	407,600	
	40	235,400	289,700	354,900	409,000	

41	237,000	291,400	357,000	410,700
42	238,700	293,600	359,100	412,200
43	240,300	295,700	361,200	413,500
44	241,800	297,900	363,300	415,000
45	243,200	299,700	365,300	416,700
46	244,500	302,000	367,400	418,000
47	245,700	304,400	369,300	419,500
48	246,900	307,200	371,300	421,100
49	248,200	309,600	373,200	422,900
50	249,600	312,100	375,000	424,300
51	250,600	314,600	376,900	425,900
52	252,000	317,100	379,000	427,400
53	253,200	319,400	380,800	429,200
54	254,400	321,600	382,600	430,700
55	255,700	323,700	384,500	432,300
56	256,900	325,900	386,100	434,000
57	258,200	328,100	387,600	435,500
58	259,000	330,200	389,300	437,000
59	260,100	332,300	391,000	438,200
60	261,000	334,400	392,700	439,500
61	262,200	336,600	393,900	440,700
62	263,300	338,800	395,400	442,000
63	264,400	341,000	396,800	443,300
64	265,200	343,200	398,100	444,500
65	266,500	345,100	399,500	445,800
66	267,900	347,300	400,800	447,000
67	269,400	349,400	402,200	448,200
68	270,900	351,700	403,600	449,400
69	272,300	353,700	404,900	450,700
70	273,700	355,700	406,300	451,900
71	275,100	357,700	407,700	453,100
72	276,600	359,700	409,000	454,300
73	277,800	361,600	410,300	455,400
74	279,200	363,500	411,800	456,100
75	280,600	365,300	413,200	456,600
76	281,900	367,300	414,500	457,100
77	283,300	369,100	415,700	457,600
78	284,500	370,800	417,000	
79	285,700	372,600	418,300	
80	286,900	374,200	419,700	
81	288,100	375,700	421,000	
82	289,400	377,200	422,300	
83	290,600	378,800	423,300	
84	291,800	380,200	424,500	

85	292,900	381,300	425,700
86	294,100	382,700	426,900
87	295,300	384,200	428,200
88	296,500	385,400	429,200
89	297,700	386,700	430,300
90	298,800	388,000	431,300
91	300,100	389,300	432,300
92	301,300	390,600	433,300
93	302,000	391,900	434,300
94	303,000	393,000	435,100
95	304,100	394,400	435,900
96	305,400	395,600	436,700
97	306,400	397,000	437,500
98	307,500	398,000	437,900
99	308,500	399,100	438,300
100	309,600	400,200	438,700
101	310,600	401,100	439,200
102	311,700	402,100	439,500
103	312,800	403,200	439,800
104	313,800	404,300	440,100
105	314,400	405,000	440,400
106	315,300	406,000	440,700
107	316,200	406,900	441,000
108	317,000	407,800	441,200
109	317,900	408,600	441,400
110	318,300	409,500	441,700
111	318,700	410,300	442,000
112	319,200	411,200	442,200
113	319,800	411,800	442,400
114	320,200	412,500	442,700
115	320,700	413,200	443,000
116	321,200	413,900	443,200
117	321,900	414,500	443,400
118	322,400	415,000	
119	322,800	415,400	
120	323,300	415,800	
121	323,800	416,200	
122	324,200	416,500	
123	324,700	416,900	
124	325,200	417,100	
125	325,800	417,300	
126	326,100	417,600	
127	326,400	417,900	
128	326,700	418,100	

129	326,900	418,300			
130	327,300	418,600			
131	327,600	418,900			
132	327,900	419,100			
133	328,100	419,300			
134	328,300	419,600			
135	328,500	419,900			
136	328,800	420,100			
137	329,100	420,300			
138	329,300	420,600			
139	329,600	420,900			
140	329,900	421,100			
141	330,100	421,300			
142	330,300	421,600			
143	330,600	421,900			
144	330,800	422,100			
145	331,100	422,300			
146	331,300				
147	331,600				
148	331,900				
149	332,100				
150	332,300				
151	332,600				
152	333,000				
153	333,200				
再任用 職員	235,000	278,000	307,200	335,800	420,600

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	164,600	180,700	268,100	296,300	412,000
	2	166,100	182,800	270,300	299,000	413,500
	3	167,700	185,000	272,600	301,800	415,000
	4	169,200	187,200	274,800	304,500	416,500
	5	170,800	189,100	277,200	306,900	417,900
	6	172,700	191,200	279,500	309,200	419,400
	7	174,600	193,300	281,600	311,500	420,900
	8	176,400	195,500	283,700	313,600	422,500
	9	178,100	197,700	285,800	315,800	423,900
	10	180,300	200,400	288,200	318,200	425,400
	11	182,300	203,000	290,500	320,700	426,800
	12	184,300	205,600	292,800	323,200	428,100
	13	186,200	208,400	295,100	325,500	429,400
	14	188,300	210,100	297,100	327,200	430,900
	15	190,500	211,700	299,000	329,300	432,300
	16	192,600	213,300	300,600	331,600	433,700
	17	194,900	215,000	302,600	333,900	434,900
	18	197,200	216,700	304,900	336,100	436,200
	19	199,700	218,300	307,200	338,400	437,500
	20	202,100	219,800	309,600	340,600	438,800
	21	204,500	221,500	311,800	342,900	439,900
	22	206,200	223,400	314,100	345,100	441,100
	23	207,900	225,100	316,500	347,400	442,400
	24	209,600	227,000	319,300	349,700	443,800
	25	211,200	228,400	321,900	351,700	445,100
	26	212,500	230,300	324,300	353,500	446,300
	27	214,000	232,300	326,600	355,300	447,300
	28	215,400	234,200	329,000	357,300	448,400
	29	217,100	235,900	331,200	359,200	449,700
	30	218,700	238,700	333,200	361,000	450,500
	31	220,200	241,400	335,400	362,800	451,300
	32	221,900	244,200	337,600	364,700	452,200
	33	223,200	246,700	339,700	366,200	453,100
	34	224,800	249,600	341,800	368,000	453,600
	35	226,500	252,200	343,900	369,700	454,100
	36	228,000	254,900	346,000	371,500	454,600
	37	229,300	257,200	348,100	373,500	455,100
	38	231,000	259,700	350,100	375,000	
	39	232,800	262,200	352,100	376,500	
	40	234,500	264,600	354,000	378,200	

41	235,900	267,000	355,800	379,500
42	237,700	269,300	357,600	380,900
43	239,300	271,400	359,400	382,300
44	240,800	273,400	361,200	383,900
45	242,500	275,500	363,000	385,200
46	243,900	277,700	364,700	386,800
47	245,200	279,800	366,200	388,400
48	246,400	282,000	367,900	390,000
49	247,600	284,200	369,300	391,400
50	248,900	286,100	370,800	392,900
51	250,200	288,000	372,500	394,500
52	251,300	289,700	374,100	395,900
53	252,400	291,400	375,500	397,100
54	253,800	293,600	377,000	398,400
55	254,900	295,700	378,600	399,500
56	256,100	297,900	380,100	400,700
57	257,300	299,700	381,600	402,100
58	258,400	302,000	383,000	403,300
59	259,400	304,400	384,500	404,500
60	260,300	307,200	385,700	405,900
61	261,500	309,600	386,600	407,100
62	262,600	312,100	387,800	408,100
63	263,500	314,600	389,100	409,500
64	264,100	317,100	390,200	410,800
65	265,000	319,400	391,100	412,100
66	266,200	321,600	392,300	413,200
67	267,700	323,700	393,300	414,400
68	268,900	325,900	394,500	415,500
69	270,300	328,100	395,700	416,500
70	271,900	330,200	396,700	417,800
71	273,400	332,300	397,800	419,000
72	274,900	334,400	399,000	420,200
73	276,100	336,600	400,100	420,800
74	277,400	338,800	401,200	421,600
75	278,700	341,000	402,300	422,400
76	280,000	343,200	403,400	422,900
77	281,300	345,100	404,300	423,200
78	282,400	346,900	405,200	423,600
79	283,700	348,800	406,300	424,000
80	284,900	350,700	407,300	424,400
81	286,200	352,500	408,100	424,700
82	287,100	354,300	408,900	425,100
83	288,400	356,000	409,600	425,500
84	289,600	357,800	410,400	425,800

85	290,500	359,200	411,200	426,100
86	291,400	360,900	412,000	426,500
87	292,400	362,400	412,700	426,900
88	293,400	363,900	413,400	427,200
89	294,600	365,200	414,000	427,500
90	295,500	366,600	414,700	427,900
91	296,400	368,000	415,200	428,200
92	297,200	369,400	415,900	428,400
93	297,700	370,900	416,300	428,600
94	298,400	372,300	416,800	
95	299,100	373,600	417,100	
96	300,000	374,800	417,400	
97	300,800	375,800	417,700	
98	301,600	376,800	418,000	
99	302,400	377,900	418,300	
100	303,100	378,900	418,500	
101	304,000	379,800	418,700	
102	304,500	380,800	419,000	
103	305,100	381,800	419,300	
104	305,600	382,800	419,500	
105	305,800	383,700	419,700	
106	306,200	384,500	420,000	
107	306,500	385,400	420,300	
108	306,700	386,400	420,500	
109	306,900	387,200	420,700	
110	307,100	388,200	421,000	
111	307,400	389,300	421,300	
112	307,700	390,300	421,500	
113	307,900	390,900	421,700	
114	308,100	391,800	422,000	
115	308,300	392,700	422,300	
116	308,600	393,600	422,500	
117	308,900	394,500	422,700	
118	309,200	395,200		
119	309,500	396,000		
120	309,800	396,800		
121	310,000	397,400		
122	310,200	398,200		
123	310,500	398,900		
124	310,800	399,600		
125	311,000	400,300		
126		401,000		
127		401,500		
128		402,100		

129			402,800			
130			403,400			
131			403,900			
132			404,400			
133			404,700			
134			405,000			
135			405,300			
136			405,700			
137			406,000			
138			406,300			
139			406,600			
140			406,900			
141			407,200			
142			407,500			
143			407,800			
144			408,100			
145			408,300			
146			408,600			
147			408,900			
148			409,100			
149			409,300			
150			409,600			
151			409,900			
152			410,100			
153			410,300			
154			410,600			
155			410,900			
156			411,100			
157			411,300			
再任用 職員		226,300	274,800	302,200	329,000	410,500

- 備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	335,000
2	370,000
3	398,000